

## 建

## 設業の人材不足 日系人就労の可能性は・・・

### 深刻な若年技能労働者不足

平成26年度

在日日系人のための

生活相談員セミナー開催

当協会は、去る1月26日、JICA横浜で、「平成26年度在日日系人のための生活相談員セミナー」を実施した。都道府県や市町村などの外国人相談窓口担当者が、専門知識や最新の情報を得、必要な情報を共有し、業務のスキルアップを図ることを目的に、平成15年度より毎年実施している。今回は全国から45人が参加した。

2020年の東京オリンピックによる特需等により、マスコミでは建設業を中心に労働力不足が喧伝され、外国人労働者の受け入れが議論されている。

今回のセミナーは、建設業での就労を中心に、90年代のような南米からの来日就労が再び大きな流れとなるのかどうかをテーマとした。

ブラジルで、日本の就労情報を開示、あっせんを行っている社団法人国外就労者情報援護センター(CIATE)は昨年6月から9月にかけて、日系人の最も多く住むサンパウロ州を中心に、日系人の日本就労に対する意識について調査を行った。セミナーではCIATE二宮正人理事長(サンパウロ大学教授)が「ブラジル日系人の今後の動き～就労需要調査結果を踏まえて～」と題し基調講演を行った。

2000年から、ブラジルと日本の給与格差はだんだん縮まる傾向にあったが、当時、工場の労働で、残業や休日出勤で30万～40万も稼いでいたとすれば10倍もの差があった。現在は日本で得られる給料を20万～25万としてもせいぜい2倍である。

二宮教授は2000年代はブラジルの高失業率も背景にあり、現在の低失業率が続けばあえて日本での就労を目指す者は増えないと結論付けた。

午後からの講義で、厚生労働省外国人雇用対策課伊藤安博課長補佐は、日系人に対する雇用対策として、一時的な就労から安定的な就労を目指すため、職業訓練に連動した専門コースを取り入れた現行の「日系人就労準備研修」を紹介。27年度からは、「外国人就労・定着支援研修」として、日系人、離職者に限らない定住外国人を対象に、現行の2,800人から4,000人に規模を拡大して実施することを発表した。

テーマとした建設分野での日系人進出に関しては、戸田建設(株)建築工事統轄部より、池端裕之建築工務部主任が、建設業界の現況と動向について講義を行った。

建設投資は、17年度より20年の東京オリンピック



会場からの質疑に答える二宮教授(右)、戸田建設 池端主任(中)、進正電 志伊良社長

開催に伴うインフラ整備の増加等により25年までは50兆円規模の建設市場が継続する見通しだという。

建設業就業者は技能労働者が特に不足し、国内の就業人口が減る中で、若年者層の建設業就労者を確保し、生産性を上げなければ、建設投資を消化できない事態となる。他産業より魅力的な給与水準、安定した収入、社員化の推進、労働時間の環境改善などが急務であるといい、就業者確保のターゲットとして女性や外国人も視野に入ってくる。

外国人技能実習生の受け入れは、特定の業種に限り開発途上国の若手労働者を3年労働者として受け入れ、帰国後習得した技能の移転により、出身国の発展に寄与する制度である。戸田建設では、送り出し国において来日前に日本語学習や技術教育をベトナムで行い成果を上げている。在日日系人は、外国人として技能実習生の対象となるものではないが、若年層には、建設業は有望な就職先となりうる可能性がある。

セミナー最後は、ブラジルからデカセギで来日し、電気工事の分野で起業し、着実に業績を伸ばし現在日本人を8人、日系人を12人雇用するまでに会社を成長させた(株)進正電の志伊良レアンドロ正彦社長に話を聞いた。

同氏は「ゼネコン、サブゼネコンと序列があり、3次下請けである3Kの現場には日本人新卒者は居つかず、日系人しかいない。技術者は給料もいい」と実情を語った。「職長も日系人だが、ポルトガル語を話した途端、外国人はだめだと現場からチームが排除されたこともある。仕事は完璧にしている。日本社会は差別をやめてほしい」と語ると会場からも賛同の声が上がった。

二宮教授は、「志伊良氏をはじめ、立派な起業家が何人も出てくるようになった。あきらめなければ道は開ける」とセミナーを結んだ。

# 第

## 56回海外日系人大会10月末に開催

### 国際日系歌謡大会～世界に響けニッケイの歌声～ DAMカラオケ大会 大会3日目に実施!

2015年度に行う、第56回海外日系人大会は、10月27日(火)～30日(金)の4日間のうち3日間で開催する。現時点で27～29日となるか28～30日となるかは未定だが、決まり次第各方面へ通知する予定だ。

海外参加者の要望を受け、同大会は娯楽的な要素を取り入れたプログラムを検討しており、日本が誇る「クールジャパン」のひとつであるカラオケを取り入れた企画を準備中である。

これは、カラオケ機器のトップメーカーである第一興商の協力によるもので、カラオケボックス等で人気の同社のカラオケシステムDAMを使用する。題して、国際日系歌謡大会～世界に響けニッケイの歌声～。

移住者が海外で日本語、日本文化を二世、三世に継承していく中で、最も有効な方法は、日本の「歌」であった。海外で暮らす移住者・日系人にとって、日本の歌は、ときに魂の叫びであり、癒しであり、励ましでもあった。時が移って現代、クールジャパンに標榜される新しい日本文化の一つとして、J-POPは世界的に認知されるようになった。それを支えたのは、カラオケなどのテクノロジーであり、こうした技術もクールジャパンの重要なソフトの一つである。

南北米大陸を中心とした日系社会では、今も日本語の歌謡大会やのど自慢が頻りに催されており、歌謡曲や演歌をはじめとした日本の歌はJ-POPも加わり日系人により広められ、世界各国で歌われ、親しまれている。このような歌のソフトパワーを通じた国際交流は、日系人の海外での日本文化発信の代表的な例であり、海外日系人を歌で繋ぎ世界の日系人と共に楽しむ場としたい。



大会では精密採点など様々な機能が楽しめるカラオケシステムDAMを使用する(新作発表会で)

詳細は、第一興商と検討中だが、海外日系人大会参加者募集と同時に、ホームページ上でも参加者のエントリーを行う。エントリー時に、カラオケ大会の参加実績、歌に対する思いなど自己PRを記入してもらい、その内容や国別のバランス等を考慮の上、事前に出場者を選考する。

参加エントリーは海外だけでなく、国内の日系人も含めることとし、歌はJ-POPなども含めた日本の歌とする。

日時は3日目の憲政記念館での昼食会終了後とし、会場は同記念館近隣の施設にバスで移動。午後2時から5時まで程度の時間とする。

出場者は、おおよそ20名～25名とし、審査員にはプロの歌手にも加わってもらい、トロフィーや記念品も準備する。

詳細が決定次第、当協会ホームページにて告知し、大会参加募集と同時に応募を開始する。

同歌謡祭が、大会の新たな魅力となり、日本と海外日系社会を繋ぐイベントに育つよう、各位の参加、協力を望みたい。

# 日

## 平成26年度日系研修員が研修終了帰国

### 本の中企業進出の受け入れモデル作りたい

ブラジル 藤田ダニーロさん

「中小企業連携促進のための企業法務」コースで1月中旬に来日し、研修を受けていた藤田ダニーロ研修員が研修を終了し、3月11日にJICA横浜で報告会が行われた。

当協会が26年度にJICAに提案し、案件が採択され実施した日系研修は、保健・福祉分野他個別コースが長期・短期あわせて15人、集団コースが日系継承教育教師、日系農協中堅実務者、農村婦人リーダー等5コース35人の計50人。



JICA横浜市民参加協力課倉科和子課長(左)より研修修了証を授与された藤田研修員

藤田研修員の研修は新しく提案した分野で、中南米諸国へ、特に中小企

業が進出を考えようとする場合に、現地で法律上の受け入れ体制を整備する人材の育成を目的とする。本年度はブラジルから藤田研修員ともう一名の研修が実現した。

藤田研修員は、研修先の東京都千代田区の松田綜合法律事務所、日本企業の海外進出について検討段階から進出後の法律問題に関する案件について、会議で積極的に討論に参加する等真摯に知識吸収に取り組んだ。

進出を考える日本企業にアドバイスするにあたって重要なのは日本の法制度・実務と比較してどこが違うかを指摘しながらわかりやすく説明することであり、ブラジル弁護士の資格を持つ藤田研修員は日本の労働法制、裁判制度、登記実務、公証・領事認証実務等について理解を深めた。

藤田研修員は、「ブラジルで、弁護士、会計士、企業アドバイザー等日系人の専門家集団による日本の中小企業進出受け入れのモデルを作りたい」と豊富に語った。

在日  
ニッケイ人は  
今...

## 平成26年度 外国人の受け入れと社会統合のための国際ワークショップ 開催 「医療分野における外国人と外国人材 ～コトバと文化の壁を超えて～」

海外日系人協会 専務理事 白川 光徳

2月25日東京都葛飾区、かつしかシンフォニーヒルズ・アイリスホールで「外国人の受け入れと社会統合のための国際ワークショップ」が開催された。外務省と国際移住機関(IOM)が主催し毎年開催され本年度で6回目となる。

今回のワークショップは、「医療分野における外国人と外国人材～コトバと文化の壁を超えて～」をサブタイトルに、①グローバルな時代の医療のあり方と「外国人の医療」②医療現場で言語・文化の壁を越える橋渡し役を担う「医療通訳」③医療分野における外国人材の社会への貢献と将来の「外国医療人材活用の方向性」の3点を主要論題として行われた。わが国の現在および今後の深刻な福祉問題と関連しているためか、これまで以上に身近な問題と感じられた。

医療サービスは、福祉政策の一環として、わが国の国内問題としても今後益々切実かつ重大な問題であり、さらにこれに加えて、在日および訪日外国人のことまで行政で考えると、素朴な印象論として、その対応ぶり、バランスの取り方如何では、国内で批判的な声も出るかもしれない。

しかし、事実として、わが国訪問外国人数は顕著に増えており、さらに政府が東京オリンピック等をめどに益々増大させる方針を打ち出していること、また既存の在日外国人社会で高齢化、貧困の問題も増大しているようであり、医療サービスへの需要は確実に増えていくと見られる。

外国人有識者によるプレゼンテーションで、バンコクのある病院が紹介された。中東アラブ諸国を中心に医療目的で驚くほどの数の人がバンコクを訪問している(2012年で15万3千人)。安倍総理もいろいろな機会に強調されているように、世界に冠たる水準にあるわが国の医療技術をもってすれば、国内の福祉政策とは別レベルの話かもしれないが、環境条件を整えれば、わが国の病院が国際的な医療センターとして、わが国の有力な国際貢献の手段となると同時に外貨

獲得の手段となるかも知れない。あるパネリストによると、実際に、最近、胃がんの治療のためわが国を訪問する中国人が増えている由である。しかし、待ち時間、医療費、外国人顧客サービス体制等、いくつかのファクターを改善することは、おそらく、医療サービス界のリストラ・自由化、医療保険制度の見直し等の議論にもおよびかねず、容易ではなさそうに思える。

今回もテーマに関係する二人の体験談が紹介された。最初は、フィリピン出身で日比経済連携協定(EPA)の枠で第1期フィリピン人介護福祉士候補者として来日し、3年間就労後、見事国家試験に合格し介護福祉士として、現在特別養護老人ホームで勤務を続けている若い女性、ピンキー・アルバレスさん。

彼女の場合、受け入れ施設で、先にフィリピン人、インドネシア人がいたこと、施設の職員が、日本語学習のみならず、国家試験のための勉強でも100ページにおよぶプリントを作成してくれるなど熱心にサポートしてくれた等、受け入れ先の環境・対応に恵まれたおかげで資格を得て働けるようになったが、多くの人が志を果たせず帰国していった。受け入れ側および派遣側双方の体制改善が必要だ。今後は日比両国の架け橋になりたいとのことであった。

二人目は、かつて青年海外協力隊員として89年から91年までの3年間パラグアイで活動し、帰国後、在日外国人への支援活動をする過程で、スペイン語の通訳、さらに医療分野での通訳が中心となり、「医療通訳研究会(MEDINT)」を立ち上げた日本人女性、松村紀子さん。人の命に関わる重要かつデリケートな仕事であるにもかかわらず社会的に認知されず不愉快で辛い思いをすることが多く、人が育ちにくい状況にあると言う。専門職として、身分と報酬を保障する体制が必要と訴えていた。

二人の体験談は、今回のテーマにふさわしく、生々しく現状と課題を浮かび上がらせるものであった。

### 賛助会員のご案内

海外移住の歴史や、世界各地の日系社会・日系人、在日日系コミュニティ等に関心のある方。海外日系人協会の行う各種事業への支援を通じて、日系社会や移住者・日系人とのかかわりを通じた国際理解・国際交流活動に参加しませんか？ 私たちの活動をご支援いただく賛助会員を募集しています。

#### 賛助会員制度の目的

国内、海外を問わず、当協会と移住者および海外日系人(団体を含む)の活動に関心を有する企業、団体、個人等との交流ネットワークを構築し、相互の理解を深めるとともに、海外日系人とのより良い交流・親睦及び協力の推進に資することを目的としています。日本国内の賛助会員には、海外日系人大会初日に開催する、皇室をお招きしての日系人の皆さんとの交流会に参加いただけます。

#### ◆会員の特典◆

- その1. 海外日系人大会のレセプションにご招待します。
- その2. 「ニッケイ・ネットワーク(海外日系人協会だより)」(年4回発行)をお届けし、私たちの活動や国内外における日系社会の動向等をお知らせします。
- その3. 当協会が発行する刊行物の割引販売をいたします。

#### 会員の種類と年会費

- ①企業団体:30,000円/1口
- ②公益団体:10,000円/1口
- ③個人:10,000円/1口

海外日系人協会は「公益財団法人」の認定を受けており、当協会への賛助会費は税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

\*賛助会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を、当協会が行う当該年度の公益目的事業を遂行するために使用させていただいております。

#### 会費払い込みがクレジットカードでできるようになりました!

当協会ウェブサイトの「賛助会員ご案内」ページより、オンライン申し込みフォームを開き、必要事項をご入力の上お支払い方法欄の「クレジットカード」をご選択ください。

↓↓↓ WEBサイトからのお申し込みはコチラ ↓↓↓

<http://www.jadesas.or.jp/about/sanjokaiin.html>

#### 従来通り、銀行・郵便局口座へのお振込みも

お振り込みの場合は、下記指定口座のいずれかに賛助会費を納入いただきますようお願いいたします。なお、ご登録の内容に変更がある場合は、変更後の情報(ご住所・ご氏名等)をご記入のうえ下記住所までお送りくださるか、下記メールアドレスまでご連絡ください。

入金先	口座番号
郵便振替	00100-5-703428
口座名義	公益財団法人 海外日系人協会

入金先	支店名	口座番号
三菱東京UFJ銀行	横浜	(普)4472220
三井住友銀行	横浜中央	(普)0110749
みずほ銀行	横浜	(普)2530298
口座名義	ザイカイガイニッケイジンキョウカイ	

#### お申込・お問合せ

公益財団法人 海外日系人協会 総務部  
〒231-0001 横浜市中区新港2-3-1  
TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781 e-mail:info@jadesas.or.jp  
公益財団法人 海外日系人協会 <http://www.jadesas.or.jp>

## 介護分野への就労の可能性

### 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ

さる平成27年2月4日、厚生労働省に設置されている「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」が「中間まとめ」を公表しました。

この検討会は、昨年6月に改定された「日本再興戦略」に基づき外国人材をこれまで以上に活用するために、介護分野での活用を検討するものです。「中間まとめ」においては、「技能実習への介護職種の追加」、「外国人留学生在が介護福祉士資格を取得した場合の在留資格の付与等」などについて、意見が取りまとめられました。今後、これに基づいて、制度設計がなされ、具体的に法律化されることになっています。

### 技能実習への介護職種の追加

「技能実習」というのは、日本の在留資格(ビザ)の種類の一つで、従来から、法律が定める分野について、海外から日本の技能を学びに来る人のために3年間の滞在が認められていた在留資格です。ただ、「介護」については、そうした分野に含まれていなかったため、今回はこれに追加しようという提案になっています。また、在留期間も再実習による延長を認め、最長に5年にすべきであるとされています。

こうした検討が行われる背景としては、高齢化が急速に進展している日本では、他国に先駆けて介護技能が進歩していることから、日本国外にそうした技能を取り入れたいという需要があるという点が指摘できます。そして、この「中間まとめ」では、①介護業界が、外国人を安価な労働力として使う業界であると認識されるなど、介護職に対するイメージ低下を招かないようにすること、②外国人に、日本人と同様に適切な処遇を確保すること、③介護のサービスの質を担保して、利用者の不安を招かないようにすることなどについて、適切な対応を図るべきであるとしています。

これを受けて、例えば、日本語によるコミュニケーション能力を重視すべきであるとして、介護のための「技能実習」での在留資格のためには、滞在1年目は日本語能力試験「N4」程度を要求し、滞在2年目からは「N3」程度を要求すべきであるなどといった提言をしています。

### 外国人留学生在が介護福祉士資格を取得した場合の在留資格の付与等

これは、日本へ介護の勉強に来た留学生在が、目的とする留学を修め、介護福祉士の資格を取得した場合に、介護分野での就労を認めようという提言です。これも、日本の介護を学ぶという点では、「技能実習」と同様ですが、「技能実習」が日本の技能を海外に移転するという目的であるのに対し、留学はそうではないので、継続しての就労を認めるべきであるとの提案がされています。

### 介護分野で就労するための在留資格の拡大の可能性

この「中間まとめ」の提言を要約すれば、介護分野での就労に関して、介護を学ぶための「技能実習」と、介護を学ぶために留学した上で専門家として在留資格を得るという2つの新しい在留資格が増えることになります。提言では、これは人材不足の解消を目的とするものではないとしています。結果的に就労の可能性を広げるものであることは明らかでしょう。

こうした点を日系人に限って言えば、いわゆる三世までの日系人や日本人の配偶者などは、従来から、就労の条件なく、日本に滞在することができましたから、仮に介護の分野で働くというのであれば、今回の提言にあるような新しい在留資格を利用しなくても、日本で働くことができます。よって、この提言は、四世以降の世代の人や、日本人と血縁関係がないために従来日本で就労できなかった人に、日本の介護分野で就労の道を開くものとなります。



CIATEで実施している介護講習

### ブラジル人の視点から見る日本の介護

一般のブラジル人から見れば、日本の介護については下記のようなものに見えらると思われます。

介護という職種が専門的なものであるとの認識がまだありません。いまだに介護というと「どの病院で働くのですか」という質問をよく受けます。ブラジルでは、いまだ「看護」と「介護」は未分離であって、異なる専門性を有するものであるとの認識は一般的ではありません。同時に「家政婦」のようなものと思っている人もいます。30年くらい前の日本と同じ状況であるといえましよう。

介護業務というのは、体力的にも精神的にも厳しいものがありますが、日本の介護分野で働く人の給与は安いと思われています。特にデカセグブームの初期には、日本の介護分野で働き、つらい目にあつた人が少なからずいるため、そうした評価が広まっていることは確かです。

ブラジルでは日本のような高齢化が進んでいないため、若年層の人には介護の分野で働くという発想がそもそもあまりありません。自分の家族が要介護となつて初めて、この分野の必要性を認識するのが一般的でしょう。

もし、今後日本の介護分野で就労するブラジル人が増えたら、少なくとも上記のような点が克服される必要があると考えています。

## 自宅出産と出生届

## Parto em casa e Certidão de Nascimento

相談センター 山形エレナ

(公財)海外日系人協会 日系人相談センター

■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)  
14:00～17:30

■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語

■電話番号 045-211-1788

**Q** Sem saber que estava grávida entrei em trabalho de parto e tive o bebê em casa de madrugada, meu marido logo chamou a ambulância e fui levada ao hospital, onde eu e meu bebê recebemos todos os cuidados necessários. Pelo parto não ter sido assistido por um profissional não foi possível conseguir a Certidão de Nascimento assinado pelo médico atendente para o registro do bebê. Neste caso quais os procedimentos legais?

**A** O formulário para se fazer o registro da criança se chama Shusho Todoke. Este formulário consta duas partes, o lado esquerdo Registro de Nascimento (Shusho Todoke) que deve ser preenchido pelo pai, e do lado direito a Certidão de Nascimento (Shusho Shoumeisho) que deve ser preenchido e assinado pelo médico/parreira que assistiu ao parto. Normalmente, o próprio hospital já fornece o formulário preenchido e após o pai preencher apresenta-se na prefeitura para a oficialização do registro

Segundo a Lei do Registro Familiar (art.49) a Certidão de Nascimento deverá ser preenchida pela pessoa que esteve presente no ato do nascimento da criança, pela ordem médico, parreira e outros, onde um desses deverá ser aquele determinado pelo Ministério da Justiça ou do Ministério da Saúde, Trabalho e Bem Estar.

No seu caso, mesmo que o médico ter lhe dado assistência, o mesmo não esteve presente no ato do nascimento, portanto, não será possível lhe fornecer a certidão, cabendo ao pai providenciar, preencher e juntamente com outros documentos solicitados entregar na prefeitura. Porém, isto não significa que a criança está oficialmente registrada. O funcionário irá aceitar o formulário e enviará ao Ministério da Justiça, após isso será enviado a sua residência um inspetor para averiguação de fatos. Nesta visita será questionada os motivos de não haver sido atendido por um profissional, e deverá também responder a uma série de perguntas. O

processo todo levará mais ou menos 1 mês e durante este período a criança fica sem nenhum registro, inclusive o Seguro Nacional de Saúde. Terminando os trâmites com o Ministério da Justiça, deverá fazer o registro oficial na prefeitura e Consulado, em seguida providenciar o visto de permanência do bebê junto à Imigração.

**相談** 急に産気づき、早朝に自宅で男児を出産しました。その後、夫が呼んでくれた救急車で病院に行き十分な手当を受けました。ただ、出産に際しては専門家の立ち会いがなかったため、出生届に必要な、医師が署名した出生証明書がもらえません。このような場合どのような手続きをとればよいのでしょうか？

**回答** 出生届の用紙は、左側に出生届と書いてある部分があり、これは父親が記入します。右側には出生証明書と書いた部分があり、ここは出産に立ち会った医師又は助産師などが記入・署名します。通常は、出産した病院が既に必要事項を記入・署名したものを渡し、これに父親が残った必要部分を記入したものを市区町村役場に提出します。戸籍法第49条によれば、出生証明書については「医師、助産師、又はその他の者が出産に立ち会った場合には、医師、助産師、その他の者の順序に従ってそのうちの一人が法務省令、厚生労働省令の定めるところによって作成する出生証明書を届書に添付する」となっています。

本件の場合、病院で医師が手当をしてくれたとしても、この医師が出産の場に立ち会ったわけではありませんので、この出生証明書を書くわけにはいきません。この場合には父親が出生証明書に必要な事項を記入することになります。

しかし、この場合、これで出生届手続きが完了したことにはなりません。出生届を受け取った役場は、これを法務省に送付し、その後法務省は事実関係を調べるため貴方の家に調査官を派遣します。調査官は専門家が出産に立ち会わなかった理由などに付いて質問しますので、これに応える必要があります。この手続きには約1カ月かかります。この間、子供は無登録のままとなり国民健康保険の対象ともなりません。

法務省の手続きが終了後、市区町村役場と領事館へ正式な出生届を出すことになります。その後直ちに入国管理局で子供の在留資格取得手続きを行わなければなりません。

連れもて行こら紀州から  
—世界に広がる和歌山移民—開催  
JICA横浜海外移住資料館特別展示  
3月8日～5月10日



JICA横浜海外移住資料館では、和歌山県からの移民に焦点を当てた特別展示を開催中だ。

和歌山県は、広島、沖縄、熊本、山口、福岡に次ぐ全国で6番目に多くの移住者を送り出した「移民県」で、紀北、紀中、紀南と県土を分けると、それぞれの地域の特色を反映、世界各国に多彩な移民を送り出していることがわかる。

紀南の田並町からハワイに渡った漁民が、ケンケン漁と呼ばれる現地で行われていた漁法を改良したカツオ漁を行い、帰国した移民から日本にも広まった様子や、同じ紀南の太地町からオーストラリアへ真珠貝採取のダイバーとして移住した人々の様子と、実際に使用されていた釜と呼ばれる潜水ヘルメットやスーツなども展示されている。

紀北からアメリカ本土に渡り、カナダやアメリカで実業家として成功した人々や、戦後の移民再開に大きく貢献したブラジルの松原移民など、充実した実物資料とわかりやすい解説で紹介した。

## 日系社会 Topics

次世代日系人指導者招へいで  
5カ国から8名が来日



当協会役員らと意見交換する  
若手日系人指導者の皆さん

外務省中南米局が行っている招へい事業で、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ボリビア、ブラジルより8名が来日し、3月17日に外務省で「次世代日系人指導者会議」が開かれた。

「日本と中南米の関係にとって日系社会はいかに重要か」「次世代の日系社会が日本に期待すること」の2つをテーマとし、日系人・日系社会が日本とそれぞれの国との関係において、いかなる可能性・重要性を有し、いかなる役割が期待されるか、また、日系社会が日本政府や日本企業等に何を求めるか、日系社会と日本がいかなる関係を構築することが理想であるかについて議論した。

メンバーはCM制作会社事業課長、弁護士、市長、会計士、建築家、医師など職業は様々だが、日系団体の青年部等に属するなど日系コミュニティに積極的に関わりを持つ。各国の若手日系指導者が集い、日系社会の存在意義について掘り下げ、現実的な行動につなげるためのネットワーク構築の機会となった。

大阪商業大生が  
関西ブラジル人コミュニティと交流



図書館前で記念撮影

大阪商業大学総合経営学部古沢昌之教授ゼミ所属の3年生と神戸市の「海外移住と文化の交流センター」にあるNPO法人関西ブラジル人コミュニティ(CBK)との第1回交流会が東大阪市の同大キャンパスで行われた。CBKは、在日ブラジル人の交流・相互扶助を目的として設立され、日本語教室や教科、母語支援の教室を運営している。交流会には小中学生とその保護者約50名が参加した。

「大学とはどんなところか」に始まり、現代社会において重要な「コミュニケーション能力」をテーマとした古沢教授による特別授業、図書館等の施設見学、サッカー部・バレーボール部とのスポーツ交流などを実施。

古沢教授は国際経営が専門で著書に『「日系人」活用戦略論』がある。日系ブラジル人を研究している同ゼミ3年次学生が、「実際に在日ブラジル人の方と交流することで、相互理解を深めたい」という思いから企画した。

参加した小学生からは「大学がどういうところなのか知ることができ、とても勉強になった」「図書館の本の数が50万冊と聞いてびっくりした」保護者からは「子供たちに勉強への意欲を持たせてくれるきっかけになった」と感想が寄せられた。

NIKKEI No.24  
Network  
海外日系人協会だより  
2015 MAR.

発行／(公財)海外日系人協会 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA横浜2F  
TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781  
E-mail:info@jadesas.or.jp URL:www.jadesas.or.jp 編集発行人／白川 光徳

## Health and Life Insurance for foreigners in Japan 短期滞在・日本在住の外国人向け医療・生命保険

✿ VIVA MED-S (Life and Health coverage)  
医療保険(100%保障)+生命保険

✿ VIVA MED-30  
医療保険(30%保障)+生命保険

✿ 3ヶ月以内の短期滞在者向けの保険



少額短期保険会社  
(株)ビバビダメディカルライフ  
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD  
関東財務局長(少額短期保険)第51号

✿ 外国人留学生向け保険

✿ 外国人技能実習生向け保険

For more information, call:

TOLL FREE: 0120-656-684

TEL: 046-265-6685

Visit [www.vivavida.net](http://www.vivavida.net)

